

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部監理課）

諮問 日：令和元年12月27日（諮問（情）第7号）

答申 日：令和3年1月29日（答申（情）第9号）

内 容：「訴訟への協力に関し、甲賀土木事務所管理調整課課長補佐が、滋賀県知事等に対して作成・行使した陳述書、念書、確認書、復命書等の文書、当該文書に関する起案・供覧・決裁の文書及び付属文書としての当該文書」の公文書非公開決定に対する審査請求

## 答 申

### 第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書公開請求

令和元年9月9日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求番号1 {訴訟への協力について}に関し、甲賀土木事務所管理調整課〇〇〇〇課長補佐（以下「〇〇〇〇課長補佐」という。）が、作成・行使した<{滋賀県知事三日月大造}、{弁護士〇〇〇〇（以下「顧問弁護士」という。）}>に対して作成・行使した<{陳述書}、{念書}、{確認書}、{復命書}>等の文書に関する起案・供覧・決裁の文書及び付属文書としての当該文書

請求番号2 {訴訟への協力について}に関し、〇〇〇〇課長補佐が、作成・行使した<{滋賀県知事三日月大造}、{顧問弁護士}>に対して作成・行使した<{陳述書}、{念書}、{確認書}、{復命書}>等の文書

請求番号3 公文書一部公開決定通知書{滋甲土管第1384号令和元年8月5日、滋賀県知事三日月大造}に関する起案・供覧・決裁の文書及び付属文書としての当該文書（審査請求対象外）

#### 2 実施機関の決定

令和元年9月24日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求番号1および2について、

公文書が不存在であるとして、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

令和元年 10 月 2 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して、本件審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書で述べている内容（諮問のあった事項に限る。）は、次のように要約される。

### 1 審査請求の趣旨

- (1) 県は、対象公文書を保有したにもかかわらず、「本県で作成していないため」という非公開理由にならない虚偽の理由を記載した公文書非公開決定通知書を作成、行使して非公開とし、知る権利を侵害したことは、違憲、違法、無効であることを確認する。
- (2) 県は、対象公文書を保有したにもかかわらず、「本県で作成していないため」という非公開理由にならない虚偽の理由を記載した公文書非公開決定通知書を作成、行使して非公開とし、知る権利を侵害したことを、取り消す。

### 2 審査請求の理由

- (1) 「訴訟への協力について」に関し、〇〇〇〇課長補佐が滋賀県知事三日月大造、顧問弁護士に対して作成・行使した陳述書、念書、確認書、復命書等の文書（以下「陳述書等の文書」という。）または当該文書に関する起案、供覧、決裁の文書および附属文書としての当該文書を滋賀県が保有したにも関わらず、滋賀県土木交通部住宅課公営住宅管理係が、故意、重大な過失、過失に基づき、職務権限を濫用して、「本県で作成していないため」という非公開の理由にならない虚偽の理由を記載した公文書非公開決定通知書を作成、行使して非公開とし、知る権利を侵害した。
- (2) 平成 29 年 11 月 22 日に、〇〇〇〇元住宅課長（以下「〇〇〇〇元課長」という。）は念書のごとき文書を作成・行使したのである。ということは、滋賀県の公務員として、公務として当該訴訟協力に応じた〇〇〇〇課長補佐も同様に念書の如き文書を作成・行使したと考えるのが当然である。
- (3) 「本県で作成していない」ことを非公開の理由としているが、本件審査請求は滋賀県が保有している公文書に関するものであり、本県で作成したか否かは無関係であるため、非公開の理由とならない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

##### 1 実施機関の決定について

実施機関が行った本件処分は妥当である。

##### 2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、〇〇〇〇課長補佐が、平成30年8月24日付け「職員の派遣について（依頼）」により顧問弁護士から確認の依頼があった事項について、滋賀県知事または顧問弁護士に提出するため作成し、県が公文書として保有している陳述書等の文書および当該文書に関する起案、供覧または決裁に係る文書である。

##### 3 非公開の理由について

(1) 実施機関は、本件対象公文書を保有していないこと、およびその原因として〇〇〇〇課長補佐からそもそも同人が陳述書等の文書を作成していないことを確認した。そこで、本件公開請求に対し、請求番号1および2について、「本県で作成していないため」という理由で非公開決定をした。

(2) なお、実施機関は、平成30年に甲賀土木事務所管理調整課長あて〇〇〇〇課長補佐の派遣依頼を行っている。派遣の目的は、本県が作成した請求者との訴訟に係る訴状に記載された内容に事実との相違がないかの確認であった。当該確認の結果、訴状の内容に影響はなかったため、軽易な事案として口頭での復命を行っている。

また、陳述書等の文書の本県職員が作成しなければならない特段の根拠はない。

#### 第5 審議会の判断理由

##### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保

有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

## 2 本件審査請求の適法性について

本件審査請求書に係る審査請求の趣旨の記述によれば、審査請求人は処分の取消しを求めるほか、違憲・違法・無効確認も求めているようである。しかしながら、行政不服審査法によれば、審査請求の裁決において処分の違憲、違法または無効の確認の判断はできないことから、当審議会は、本件審査請求の趣旨のうち、本件処分の違憲、違法または無効に係る主張を本件処分の取消しを求める理由と解する。

## 3 本件処分の妥当性について

### (1) 請求番号1および2に関する文書の不存在について

ア 実施機関は、顧問弁護士から訴訟案件について事実内容を確認したいとの申出があったことから、平成30年8月24日付けの「訴訟への協力について（依頼）」により〇〇〇〇元課長に協力を求めるとともに、同日付けの「職員の派遣について（依頼）」により〇〇〇〇課長補佐の派遣を依頼した。両人は、当該依頼に応じて住宅課および弁護士事務所を訪れたことが認められる。

イ 実施機関の説明によれば、上記の依頼は、審査請求人と県との訴訟に関する事実を〇〇〇〇元課長および〇〇〇〇課長補佐に確認するための派遣依頼である。そして、〇〇〇〇課長補佐が確認した結果訴状の内容に影響はなかったことから、〇〇〇〇課長補佐が軽易な事案として口頭における復命のみを行っており、陳述書等の文書を作成した事実はないとのことであった。また、〇〇〇〇元課長は、平成29年11月22日に顧問弁護士宛て「回答書」と題する文書を作成し、実施機関はこれを顧問弁護士に提出することについて起案しているが、当該文書は審査請求人と県との訴訟に関して作成されたものではなく、顧問弁護士に対する懲戒請求に対応するため作成されたものであり、当該訴訟に係る現場確認に行った際に主に審査請求人と会話をしていた〇〇〇〇元課長のみが作成したものであって、〇〇〇〇課長補佐が顧問弁護士から同様の文書の作成等を求められた事実はないとのことであった。

ウ 上記イの実施機関の説明には、特段、不自然、不合理な点はなく、また、これを覆すに足る証拠も見当たらない。

そうであれば、請求番号1および2の文書について、そもそも〇〇〇〇課長補佐は陳述

書等の文書を作成していないことから、県はそれを保有したことがなく、従って対象公文書が不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当であると認められる。

(2) 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、本件処分について、故意、重大な過失、過失に基づく職務権限の濫用があったことその他の事項を主張しているが、これらの主張はいずれも結論に影響を与えるものではない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和元年 12 月 27 日	・実施機関から諮問を受けた。
令和 2 年 3 月 16 日 (第 8 回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和 2 年 6 月 22 日 (第 9 回第二分科会)	・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和 2 年 7 月 29 日 (第 10 回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和 2 年 8 月 26 日 (第 11 回第二分科会)	・答申案の審議を行った。

※審査請求人からの口頭意見陳述は、欠席のため実施しなかった。